

☎は問い合わせ先です

## 7月11日(日)は参議院議員通常選挙の投票日です

参議院議員通常選挙は、6月24日に公示され、7月11日に投票が行われます。棄権することなく、大切な一票を投じましょう。

今回の選挙に投票できる方  
**【住所要件】**平成16年3月23日以前に転入届け出(住民票作成)を済ませた方  
**【年齢要件】**昭和59年7月12日以前に生まれた方(当市に3カ月以上住所を有する方)

なお、6月10日以降に市内間で住所を異動された方は、従前の投票所で投票していただきます。

**入場券を郵便でお届けします**  
 1枚のハガキに4名連記されていますので、各自切り離してお待ちください。

なお、入場券をなくしたり、しまい忘れたりしたときは、各投票所の受付に申し出てください。

**投票時間** 7時から20時まで  
 次の投票所は、終了時間を繰り上げます。

17時まで 福岡第七・第八投票所、小原第一・第六投票所  
 18時まで 福岡第二・第六・第十投票所

**期日前投票** 投票は、投票所で行うのが原則ですが、投票日に、職務や業務、冠婚葬祭などに従事する場合、やむを得ない用務や事故のため、投票区の区域外に旅行または滞在する場合、疾病、負傷、妊娠などにより歩行が困難であると予想される場合は、次の期間内に入場券(印鑑は必要ありません)を持って市庁舎2階第2会議室にお越しの上、期日前投票することができます。

期間 6月25日(7月10日(土))  
 時間 8時30分～20時  
**開票** 投票日当日、中央公民館で即日開票を行います。

電子投票制度の普及に向けて「模擬投票」を実施します

白石第一小など4カ所、総務省では、参議院議員選挙投票日に4カ所の投票所で、出口付近に電子投票模擬体験コーナーを設けます。参議院選挙投票後に、ぜひ電子投票をご体験ください。あくまで「模擬投票」です。実際の投票結果には全く反映されませんので、ご協力をお願いします。

設置場所 白石第一小、白石第二小、中央公民館、福岡公民館

☎市選挙管理委員会事務局  
 ☎22 1315



## 国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の「免除申請」はお早めに  
 所得の減少や失業などで納付が困難な場合、保険料を免除する制度があります。

【全額免除】保険料の全額(月額13,300円)を免除します。  
 【半額免除】保険料の半額(月額6,650円)を免除します。

未納と免除では大違い!

年齢・障害・遺族受給資格期間	基礎年金額	標準報酬月額	納付率
入りません	入りません	入りません	入りません
入ります	3分の1として計算	入ります	3分の2として計算
入ります	入ります	入ります	入ります

手続は簡単です。お早めに! 市民課国民年金相談窓口で申請してください。後日、社会保険事務所で審査して結果を通知します。承認されると、申請した月の前月から平成17年6月までの保険料を免除します。

☎手続に必要なもの  
 印鑑(本人の場合は不要)  
 年金手帳  
 平成16年1月2日以降に転入された場合は、前年の所得を証明するもの

失業などを理由とするときは、「雇用保険受給資格者証」の写しなどが必要となります。

申請免除は、本人および配偶者、世帯主の所得が基準となります。一人でも無申告の場合は、申請できませんのでご注意ください。

保険料の納付をご確認ください  
 宮城社会保険事務局・社会保険事務所では次のようなご案内を行っています。

電話による納付のご案内  
 社会保険事務所の職員や委託業者が対応します。

戸別訪問  
 社会保険事務所の職員や国民年金推進員が身分証明書を携帯して皆様のお宅を訪問し、制度のご案内や届け出の相談、保険料の納付をお願いしています。

個人情報を収集する悪質行為にご用心ください  
 最近、社会保険事務所の職員を装い、ご家族の勤務先などの情報を聞き出す悪質行為が見受けられます。社会保険事務所個人情報を聞き出すことはありません。

社会保険事務局大河原事務所  
 ☎0224 51 3111  
 ☎市民課国民年金相談係  
 ☎22 1312

## 国民健康保険税「2割軽減」の申請について

【国民健康保険税の軽減制度】

国民健康保険税は、所得割額、資産割額、均等割額(一人当たりの額)および平等割額(一世帯当たりの額)の合計額が一年間に納める税額となります。

そのうち、均等割額と平等割額が軽減の対象となります。

軽減基準は、下の表のとおりです。世帯内の前年中の所得額が一定以下(国の示す基準額以下)の場合、軽減の対象となります。

**2割軽減は申請が必要です**  
 2割軽減については、申請が必要になります(7割・5割の軽減については、これまでどおり申請は不要です)。

2割軽減の対象となる方に、申請書を送付しますので、期限までに提出してください。

申請受付期間(期間厳守)  
 7月15日(木)～8月2日(月)  
 8時30分～17時15分  
 土・日・祝日を除く  
 申請受付場所  
 市庁舎1階 税務課

なお、軽減制度は必ずしも所得の申告をしている方が対象です。

☎税務課国民健康保険係  
 ☎22 1313

軽減割合	国の示す軽減基準額など	申請
7割軽減	納税義務者および国保加入者の前年中の合計所得額が、33万円以下	申請不要
5割軽減	納税義務者および国保加入者の前年中の合計所得額が33万円+(24万5千円×納税義務者を除く被保険者数)以下	申請不要
2割軽減	納税義務者および国保加入者の前年中の合計所得額が33万円+(35万円×被保険者数)以下	申請必要

## 「ノー残業、ノーネクタイで省エネ対策」

市では、7月1日から秋分の日まで、環境への負担軽減につながることを願い、庁舎内の冷暖温度が28度を下回らないよう、省エネルギーに配慮しながら、執務効率の向上を図ります。

このため、上着を脱ぎ、ネクタイをはずすなど、軽装で勤務することとしましたので、市民の皆様のご理解をお願いします。

☎総務課  
 ☎22 1331

## 国民健康保険・老人保健からのお知らせ

住民税非課税世帯などの方は、入院時の食事代や自己負担が減額される制度があります。該当する方は、保険課(健康センター内)で申請し、「認定証」の交付を受けてください。

現在、「認定証」をお持ちの方へ有効期限は7月31日までです。引き続き8月以降も必要な方は、改めて申請が必要です。8月中に手続きをしてください。

☎申請に必要なもの  
 ・保険証・印鑑  
 ・老人医療受給者証(老人保健対象者のみ)  
 ・保険課国民健康保険係・老人保健係  
 ☎22 1361

119番「いたすら電話」なごんたいい  
 仙南地域広域行政事務組合  
 消防本部からのお願いは、119番は、火事や救急・救助などの緊急のときに使用する電話番号です。

いたすらによる通報を行うと、本当に助けを求めている人が通報できなくなります。また、消防車の到着時間が遅れるなどの障害が発生しますので、いたすら電話は絶対にしないでください。

制度改正により、支給額が次のように変更になりました。

児童扶養手当月額	児童1人 41,880円
第2子に係る加算額は5,000円、第3子以降は3,000円ずつ変更ありません。	
一部制限額は月額41,870円、9,880円となります。	
特別児童扶養手当月額	障害児1人

特別障害者手当月額  
 50,900円(1級)  
 33,900円(2級)

障害児福祉手当月額  
 26,520円

福祉手当(経過的)月額  
 福祉手当(経過的)月額  
 14,430円

支払月はこれまでと同様です。

☎福祉事務所社会福祉係  
 ☎22 1400

## 児童扶養手当・特別障害者手当などの支給額が減額になりました

宮城県では、現在実施している公共事業再評価に関する資料を県のホームページ、県政情報センター(県庁地下1階)、県政情報コーナー(各地方県事務所)で公表し、県民の皆さんからの意見を募集しています。

白石市内の対象事業  
 弥治郎地すべり対策事業  
 募集期限 7月21日(水)  
 意見の提出先 県行政評価室  
 提出方法  
 郵送(〒980 8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号)  
 FAX022 211 2493  
 Eメール ghyoka@pref.miyagi.jp  
 ☎県行政評価室  
 ☎022 211 2406

企業人(事業担当者)と高等学校教諭との懇談会  
 事業主の方に、会社のPRをはじめ、どのような人材を求めているのかなど、求人票では書ききれない詳細事項について、情報交換を行っていただきます。

また、新卒者の採用経験を通じての意見や学校への要望など、直接進路指導担当教諭と意見交換ができる機会です。

日時 7月9日(金)13時30分～16時(事前申し込みが必要です)  
 場所 はなつこアリーナ  
 (大河原町総合体育館)  
 内容 企業ごとのブースを設けての個別の情報交換会  
 申し込み・問い合わせ先  
 ハローワーク白石職業相談部門  
 ☎25 3107

国民年金保険料の「免除申請」は、失業などを理由とするときは、「雇用保険受給資格者証」の写しなどが必要となります。

申請免除は、本人および配偶者、世帯主の所得が基準となります。一人でも無申告の場合は、申請できませんのでご注意ください。

保険料の納付をご確認ください  
 宮城社会保険事務局・社会保険事務所では次のようなご案内を行っています。

電話による納付のご案内  
 社会保険事務所の職員や委託業者が対応します。

戸別訪問  
 社会保険事務所の職員や国民年金推進員が身分証明書を携帯して皆様のお宅を訪問し、制度のご案内や届け出の相談、保険料の納付をお願いしています。

個人情報を収集する悪質行為にご用心ください  
 最近、社会保険事務所の職員を装い、ご家族の勤務先などの情報を聞き出す悪質行為が見受けられます。社会保険事務所個人情報を聞き出すことはありません。

社会保険事務局大河原事務所  
 ☎0224 51 3111  
 ☎市民課国民年金相談係  
 ☎22 1312